

古代日本文学における海洋像 および人体像の変遷について

中小路 駿 逸

はじめに

さきに刊行された拙著『日本文学の構図——和歌と海と宮殿と——』（桜楓社刊、一九八三年）に述べたことのうち、本稿にこれから述べようとすることに関係のあるところのみ、まず摘記する。

一 日本の文学、とくに和歌（『万葉集』および歴代の勅撰集ならびに私家集等を調査のおもな範囲とした。）には、宮殿の外観を描出して賛美する例が、皆無といつてよいほど欠けている。逆に卓越しているのは、花鳥風月の景の描出である。

これは、わがすみかを、建物としてでなく、わが領する空間としてとらえ、そのウチに身をおき、その視座に立ってわがすみかの四圍の結果を認識することによって

わがすみかの存在と安定とを確認し、かつ楽しむべきものとする、という居所観が、この列島のある時期の文化の基底にあり、それが和歌に典型的に現れたものと見うる。（歌謡および日本漢詩には、これと逆の視座に立つものが、ときに見られる。散文においても、和歌型を基本としつつ、ときにその逆のものが混在する。）なお、こういう「視座の限定された」居所観は、中国文学には見られず、日本に特有のものと考えられる。

二 また、和歌のみならずおよそ日本文学には、身を海上において陸をながめるのを常とする視座に立つ作品がほとんど見られない。（『万葉集』に、旅行者が海上から陸の景を詠んだ作例がいくつかあるが、これは臨時にわがすみかを離れた、特異な場合である。）要するにある時期（それはおよそ平安朝を中心にして前後にひろがる時期であって、いつからいつまでと一概に決定することはいまのところ不可能である。）の日本文学、とくに和歌は、日本の国土——それがわがすみかの拡大された極限である。——のウチに身を置いてわが国土を描出するのが、基本的かつ典型的な態度であった。

この現象が、さきに述べた居所観を基礎とするものであること、明らかである。

三 また、和歌においてとくに、人間のからだをソトから描出した例が、きわめて乏しい。印象的にも、恋の歌においてとくにそうなのである。『万葉集』にはいくつかの例が見られるが、平安朝以後の恋の歌において、その種の例は消滅してしまふ。そこに描出されるものは、わが心と、われをめぐる四圍の花鳥風月がほとんどすべてである。これらの現象は、中国の詩には見られず、日本に特有のものとする。

これは和歌、とくに平安朝以後の和歌が、女の立場、それもわがすみかのウチで、とくに夕暮れないし夜に、したがって暗い場所で、男を待つ女の立場を、基本としていたことを意味する。

この現象の基礎にあるものは、人間のからだをそのソトがわからでなくウチがわから観じる視座であり、言いかえれば人間をまず自我としてとらえ、それをソトからでなくウチから観じるべきものとする自我観である。

四 そして右の諸現象は、日本列島の本土文学に明確に認められるものであるが、それが、またそのみが本来のものであったとは認められず、ある時期に変化を生じて右のようになつたものと認められる。

およそ以上であつた。

そして私は、右の二について、それとは逆の視座がかつて存したことに、『古事記』の歌謡を例として言及し、また三については、前記のように、『万葉集』と平安朝の和歌とのあいだに変化が見られることを指摘しておいた。

いま、さきに言及ないし指摘したところから、さらに一步を進めて述べるべきことの二を、ここに言う。

一

身を海上において陸を見るのを常とする立場の作が『古事記』に見られることは、すでに前著において言及した。それは『古事記』上巻に見える次の例である。

八千矛の 神の命や 吾が大国主 汝こそは 男に
坐せば 打ち廻る 島の埼埼 かき廻る 磯の埼落
ちず 若草の 妻持たせらめ (後略)

八千矛の神、すなわち大国主の神が、高志国の沼河比売を娶つたのを嫡後の須勢理毘売がひどく嫉妬するので、それならと出雲から倭国へ行こうとするとき、その嫡后がこれをひきとめようとして歌つたという歌の前半部である。

あなたのほうは男でいらっしやるから、めぐっていく

島の岬ごとに、また、めぐっていく岩の多い海岸の突き出た端ごとに、妻をお持ちでいらっしやるでしょう。——というのである。

島の崎といい、磯のさきというのは、陸地のうちで、海上に身を置く身にとっていちばん近くにある部分である。その部分ごとにあなたはおそろく妻を持っているであろうというのである。相手を、海上に身を置くのを常とする人間、すなわち船乗りと見ての表現であること、明らかである。

この歌の直前に、この八千矛の神が出ていこうとして、「片御手は御馬の鞍に繋け、片御足は其の御鎧に踏み入れて」一首の歌を歌ったとあるが、にもかかわらず、この神は陸地だけを行動範囲とする神ではなく、むしろ海を必要かつ主要な行動範囲とする神であることを、この嫡後の歌は示しているのである。

むろん、この神は、海をも陸をも支配していたであろう。船乗りは当然、母港とその後背地を支配するを要する。そして陸上での有効な乗り物は、馬であつたろう。が、広範な領域を支配するためには、この神は船乗りである必要があつたのである。高志（越）の沼河比売への「よばい」も、その経路はほとんど海路によつたのである。

うこと、明らかである。海上の道を支配しつつ陸地をも支配していく神で、この神はあつたのである。

この神は、その正妻が「嫡后」と呼ばれていることから見て、当然、その地位は王として扱われているのである。その行動範囲、ないし支配圏は、出雲を中心としてつ越から九州北部におよぶ対馬海流圏であつたことが、この歌およびそれを含む説話からは、浮かび出てこざるをえない。

この神の行動範囲が九州北部を含むものであることは、右の嫡後の歌の直後に、

故、此の大国主神、胸形の奥津宮に坐す神、多紀理毘売命を娶して生める子は、（後略）

とあることによつても知られる。（この神の行動範囲が大和・奈良県を含まず九州北部を含むこと、すなわちこの説話中の「倭国に上り坐さむとして」の「倭国」が、本居宣長の『古事記伝』以来の通説とは違って、近畿大和でなく九州（北部）であり、したがつてこの場合の「倭」はヤマトでなくツクシ（現地での、おそくとも七世紀以来の呼び名はチクシ）と訓すべきことについては、すでに古田武彦氏の論証がある。右の一点もすでにその論拠の一つにあげられているものである。）

このことと、のちにこの大國主の神が高天原の神に國をゆずったとき、ゆずられたほうが「降臨」したのが九州の地であったと『記・紀』にともに明記されていることを考え合わせると、この神の勢力圏の主たるものが、この列島の対馬海流圏沿いに存したこと、これを疑うことはできない。

陸地——日本列島全土とはなお言いがたいが——を支配しつつ、船乗りでもあった王。その王が、身を海上において陸を見わたす立場の人物として歌われること、当然ではあるまいか。

この「船乗り型視座」に立つ作品が、後世、『万葉集』の大和の官人たちの臨時の旅の歌（たとえば柿本人麻呂の瀬戸内を航海したときの作など、周知のものがいくつも存する。）にのみとどまり、本職の航海者の歌——それは同時に瀬戸内・日本海岸を含む西國の地元民の歌のなかで大きな部分を占めていたろうと考えられる。——が、皆無に近いほどに欠落し、以後、中世後期の能の本にふたたび現れるまで、和歌をはじめとしておよそ日本本土文学の表面からは消えてしまう。この現象をさして私は「変化」と前著に言ったのであった。⁽¹⁾

いま、あらためて問おう。この出雲の船乗り型視座の

歌は、真に日本文学、とくに古代文学において例外的な、唯一の作品であったのであろうか。

そうは考えられない。

その理由は、すでに前著のなかにも述べ、そのこの諸論考等にも述べた。その要点を摘記する。

一 およそ三世紀から唐末（九世紀）にかけての中国の詩文に、中国東方海中に、(A)中国よりも約六時間早く太陽の出没する土地ないし海域があること、(B)海流と海溝があること、(C)海中火山があること、(D)島ないし海底の沈降および隆起という現象があることなど、地球上、とくに日本列島南面ないし東面を含む太平洋海域に現実に存在する事実と対応する辞句が見え、とくに(A)は明らかに日本人に贈られた詩のなかに現れていること。

そして右の情報の提供者から、日本列島の船乗りたちを除外することは不可能であること。

二 右のことに言いそえれば、三世紀の『三国志』倭人伝および同時期の木華の『海賦』（『文選』に入る）に、倭人による南米大陸北西岸を含む太平洋海域周囲の事実ないしその記憶が、倭人からの情報として中国にもたらされていたことが、古田武彦氏の論証によって認めうる

こと。

三 盛唐から晩唐にかけての、中国人から日本人に贈られた詩のなかに、日本が西から「扶桑」・「扶桑の東」・「扶桑の東の更に東」と明確に区分された三つの地域をもち、平城・平安兩京の地は「扶桑」ではなく「扶桑の東」に位置し、晩唐期にはすでにさらに東へ領土を拡大させているという地理・歴史像が見えること。とくにこれらの例のなかに、「扶桑の東」の都の地の存在を、八世紀前半期中に、日本人（遣唐使）の証言によってはじめて知ったとする例が含まれていること。

四 右の「三」の現象は、三世紀の『三國志』から七世紀（唐初）の『隋書』（さらには五代期（十世紀）の『旧唐書』倭国伝）にいたる中国歴代の正史には、中国と交渉のあった日本列島内の国のかたちが「山島」としてさされていたのに、『旧唐書』日本伝にいたって、突然、

日本国は、倭国の別種なり。

と、別の国が現れ、その国土のかたちが、

西界・南界は大海に至り、東界・北界は大山有りて限りを為し、山外は則ち毛人の国なり。

と、西南は九州を含み、東北は大山（日本アルプスカ）の線で「毛人の国」という別国とあい対するかたちに描かれ、

長安三年（七〇三）、その大臣朝臣真人、朝貢す。

と、その国との公式の通交が八世紀に入ってからはじまったようにしるされる現象と、対応すること。

五 『日本書紀』には、わが王朝は九州の昔の王の傍流の子孫を初代王としてはじまったとしか読みえぬ書き方がなされており、また、わが朝の仏法は敏達朝（六世紀後半期）に播磨から伝わったのが初めと明記されていて、この大和の王朝が六世紀後半期においてなお列島内の一地域権力に過ぎなかったことを正直に告げていること。

六 『日本書紀』は持統天皇の、孫なる文武天皇への「禪位」をもって摺筆され、これを継ぐ『続日本紀』の冒頭、文武天皇の即位直後の宣命において、

高天原に事始めて、遠天皇祖の御世御世、中今に至るまでに（後略）

と、いわゆる「天孫降臨」以来、ただ一つの王朝が続いていまに至ったかのような「前代未聞の」宣言が——この王朝は天孫以来のものでなく神武以来のものとして『日本書紀』には明記されているにもかかわらず——現れ、即位五年の元旦の儀について「文物の儀、ここにおいて備はれり。」と、これまた前代未聞の記述が現れ、その三月、大宝と「建元」されたとしるされていること。

右の諸事象から浮かびあがってこざるをえないのは、次のことである。

およそ七世紀まで、九州に都する国がこの列島を代表する権力として中国歴代の王朝と通交しており、その国は海洋文化と称すべきものを持っていた。当然、その国の勢力範囲には、海洋文学と称すべき、船乗りの立場に立った歌や物語が生まれ、かつ伝承されていたはずである。

八世紀になると、かつてこの王朝の傍流に発した大和の大王権がこれにとってかわり、——この交替のきっかけをなす事件が六六三年の白村江の敗戦であること、すでに古田武彦氏の指摘があり、これを否定すべき反証例がない。——あらたにこの列島の代表的権力となった。

この交替にもなつて、先在した王朝の存在は、その有した海洋文学もろとも、断片的な証跡のみを残存させつつ、史料の表面から消し去られた。

ここにいまとりあげている船乗り型視座の歌は、すなわちこの消し去られた海洋文学の一断片である。

——まずは、このことである。

が、本稿で言いたいのは、実はここからあとなのである。

第一に、この歌は、九州に七世紀まで存続した王朝のなかで生まれたものでなく、それに先在した、出雲を中心とする王権のものでつくられ、伝承されていたものと考えられること、これである。

そう考えられる理由を言う。

この歌の作者は、すでに指摘したように「嫡后」と呼ばれている。当然、その夫は王として扱われている。そしてこの王権は、『記・紀』にも、高天原を本拠とする権力に「国をゆずった」として記されている。

そして「ゆずられた」側の権力が新たにつくった権力の中心は、九州内にあったとされるされている。この新権力が、のちに大和に樹立された神武以後の王権にとって本流にあたるものとしか読みえないこと、すでに述べたとおりである。

そしてこの九州の王権こそ、中国歴代の正史に「山島」にありとするされ、海洋文化を有し、大航海の知識なし記憶を『三国志』倭人伝や『文選』の『海賦』に残すところの王権なのであったこと、すでに述べたとおりである。

ゆえに問題の歌は、この九州の王権にとって「前朝」であったところの「出雲王権」時代に属するものであつ

たと考えるほかないわけである。

かくして、この列島上には、それぞれに海洋文化をもつ、少なくとも二つの権力があって、消長・交替したことになる。

第二に、海洋文化を有する権力は、この列島上において、右の二つだけではなかったと考えられること、これである。

そう考えられる理由を言う。

右の二つの勢力の範囲は、言いかえるとその勢力に属する航海者の母港の位置は、前者においてはおそらく出雲にあり、後者においては九州のうちにあり、その行動範囲は、二者ともに、近海においては主として黒潮の分流たる対馬海流の圏内にあつたであろう。

いわゆる『記・紀』の神話のなかで、神々の最初の行動として語られているものは、イザナキ・イザナミ二神による「島探し」と、島での婚姻、および「国生み」であり、このとき生まれた国（島を含む）、すなわち大八洲（『紀』による。『記』には「大八島」）の範囲は、本州全土は含まず、主として対馬海流圏内の島、および陸地の一角であつて、瀬戸内側での東限は淡路である。このこと、すでに別に考証したとおりである。

『記』がその序文（上表文）により、『紀』が『統紀』によつて、成つたとされる八世紀の、まさに同時期に作られたと推定される歌（『万葉集』巻第六、旧一〇六五〜一〇六七。新一〇六九〜一〇七一）に、敏馬、大和太の地、すなわち現在の神戸港の地が、次のように詠まれている。

八千棹の 神の御代より 百舟の 泊つる泊りと
八島国 百舟人の 定めてし 敏馬の浦 （後略）

（一〇六五〜新一〇六九）

（初略） 神代より千舟の泊つる大和太の浜（一〇六七）
七々新一〇七一）

右の歌にいう「八島国」の範囲が、『記・紀』にいう「大八島（洲）」のそれと対応するはずのものであること、したがつて敏馬・大和太の地はそのヤシマのウチの舟人たちに、ヤチホコの神の代、すなわち「国ゆずり」以前から、ヤシマのソトなる良港として知られていたことになる。この理も、すでに述べた。

ヤチホコの神の代とは、その神の名からして、弥生期のことと考えられる。その期のものとして対馬海流圏および瀬戸内から出土するものは矛・剣の類であり、これに対して現在の神戸港の後背地を含む大阪湾岸地域から出土するものの代表は、銅鐸である。すなわちヤシマの

ウチとソトとは、別の文化圏（当然、別の勢力圏）に、それぞれ属したと考えられる。敏馬・大和太の地は、すなわちこの銅鐸圏の主要な港であり、ここを根拠地とする航海民がいたにちがひなく、したがってかれらが独自に体験し伝承した海洋文学もあつたはずであると考えられる。この理も、すでに述べた。

『漢書』地理志に、日本列島地域から、二種のルートでそれぞれ中国に朝貢していたものがあつたとするされている。すなわち次の二つである。

楽浪海中に倭人有り。分かれて百余国と為る。歳時を以て来たり献見すと云ふ。

会稽海外に東鯤人有り。分かれて二十余国と為る。歳時を以て来たり献見すと云ふ。

右の倭人の地が対島海流圏に、東鯤人のそれが銅鐸圏にそれぞれ対応すること、その中国への通交の時期が漢代でなく周代すなわちわが縄文期に属することについては、すでに古田武彦氏の論証がある。「云ふ」と、伝承された知識の体裁をとっていることが、その根拠の一つである。この見解に対する反証例を、私は知らない。ゆえにこれは従うべき見解と考えられる。

これに言いそえるならば、さきに述べた、中国文献中

に残された東海中事象のなかには、揚子江下流地域にもたらされたこの東鯤人の見聞を伝えるものが含まれていてのではないかと考えられる。

以上を要するに、この列島上に存した少なくとも二系統（言いかえれば少なくとも三種）の海洋文化が、それぞれに有したであろう海洋文学が、ともにそのおおむねを消し去られ、わずかに出雲の一片のみが、『日本書紀』にでなく『古事記』のほうに、『前朝（あるいは前々朝）の古事』として、一連の物語の一部に残され、そのまま伝わったもの、と考えられるのである。

かく大幅な欠落現象が生じた理由としては、『国ゆずり』や、九州系の一勢力による銅鐸圏の制圧、最終的には白村江の敗戦後、七世紀後半から八世紀初にかけて九州の王朝にとってかわった大和の王権がそれまでにながらく基盤としていた内陸型ないし盆地型文化が主流となつたことがあげられよう。なお言うなら、この王朝交替を伴う大敗戦後、文化も文学も、その主流がいわば『陸封型』になつてしまったためだとも言いうるであろう。

二

前章でとりあげた歌が、ヤチホコの神（大国主の神）

にかかわる一連の説話のなかにある四首の歌群のなかの一首であるのは、周知のことである。

ところで、この歌群のなかには、これまたのちに日本文学の主流から消えてしまふ、いま一つの視座が、明瞭に現れている。すなわち人間のからだを、そのソトがわからず描き出す視座、これである。

問題の歌群は、(一)八千矛の神が高志(越)の沼河比売の家の門口で歌った歌、(二)沼河比売がこれに答えて歌った歌、(三)嫡后須勢理毘売の嫉妬にたえかねて倭国へ行こうとして八千矛の神が歌った歌、(四)これをひきとめようとする嫡後の歌、この四首からなる。その(一)と(四)、すなわちいずれも女性の歌ったかたちの歌、そのなかに、当面問題とすべき辞句が、ほぼ同じかたちで現れているのである。

(初略) 青山に 日が隠らば ぬぼたまの 夜は出
でなむ 朝日の 笑み栄え来て 栲綱の 白き腕
沫雪の 若やる胸を そだたき たたきまながり
真玉手 玉手さし枕き 百長に、寝は寝さむを あ
やに な恋ひ聞こし (後略) — (二)
(初略) 綾垣の ふはやが下に 芋衾 柔やが下に
栲衾 さやぐが下に 沫雪の 若やる胸を 栲綱の

白き腕しろきうで そだたき たたきまながり 真玉手またまて 玉手たまて
さし枕さしまくら 百長ももながに 寝をし寝ねをしねせ 豊御酒とよみみ 奉らたごせ
— (四)

語義のこまかな詮索はしばらくおいて、ともかくこれらの歌句が、女のからだを、男がソトから視覚と触覚で知覚しうるかたちで、そしていづれも男をしてそれらの感覚を期待せしめるかたちで描き出していることはたしかである。

男が女のかからだの外観を、当然ソトから見、これを具体的に描出し賛美する形態の作品の例は、古今東西を問わずありうるし、現に外国の古代文学から、その例をあげることは可能である。たとえば次のような例がある。

(初略)
手如柔荑 手は柔荑のごとく
膚如凝脂 膚は凝脂のごとし
領如蝤蛸 領は蝤蛸のごとく
齒如瓠犀 齒は瓠犀のごとし
螭首蛾眉 螭首 蛾眉
巧笑倩兮 巧笑 倩たり
美目盼兮 美目 盼たり
(後略) (『詩經』 國風 衛風 碩人)

わが愛する者よ、

見よ、あなたは美しい、見よ、あなたは美しい。

あなたの目は、顔おおいのうしろにあって、

はとのようだ。

あなたの髪はギレアデの山を下る

やぎの群れのようだ。〔『旧約聖書』雅歌四・一〕

あなたの両乳ぶさは、

かもしかの二子である二匹の子じかが、

ゆりの花の中に草を食べているようだ。〔同四・五〕

女王のような娘よ、

あなたの足は、くつの中にあつて、

なんと麗しいことであろう。

あなたのももは、まろやかで、玉のごとく、

名人の手のわざのようだ。

あなたのほぞは、

混ぜたぶどう酒を欠くことのない丸い杯のごとく、

あなたの腹は、

ゆりの花で囲まれた山盛りの麦のようだ。

〔同七・一、二〕

が、これら外国の古代文学に見られる例とならべてみると、問題の歌群中の辞句には、少なくとも一つの相違

点、ないし特色が見られる。

右のユーラシア大陸の二文化の生み出した表現は、男の立場に立ち、男が女の美をそのソトから歌いあげるかたちのものである。これに対してこの列島の問題の辞句は、女の立場に立ちつつ、——実際の作者が女であったか男であったかは、まったく別の問題である。——女のからだを、ソトがわから、すなわち男の立場から感得しうるかたちで、誇らかに描き出して男に示すという、屈折したかたちをとっているのである。これは、世界の古代文学のなかにおいての、一特色としなければならぬ。

女がみずからのからだを、誇りをもって描き出して男に示す。この描出法は、そのご、この列島の文学からは長く影をひそめ、それがふたたび現れるには、近代の与謝野晶子を待たなければならなかったようである。

やは肌の熱き血潮に触れも見でさびしからずや道を
説く君 〔『みだれ髪』〕

春みじかし何に不滅の命ぞと力ある乳を手をさぐら
せぬ 〔同〕

かくして、問題の出雲の説話中の歌群のなかには、陸をも、人体をも、そのソトがわから見る視座が存したところ、そしてそれは後世ながくこの列島の文学の主流から

消え、ただここに古き残片のみを示すにとどまったと知られるのである。

むすび

古代日本文学に見られる海洋像と人体像との「変化」について、前著に指摘したところを補いつつ、私は、大和の王権にも九州の王権にも先在した出雲の王権の存在にたどりつき——もっとも、この存在自体は、すでに古田武彦氏が述べておられることである。——そこに船乗り型の視座とともに、女性が自身の体をソトから誇らしく描出する視座をも有する文学の存在した証跡を提示することとなった。

この古き王権ともまた別に、大坂湾岸に港を持つ王権の存在にも——このこともすでに古田氏が述べておられる。——たどりつき、そこにも同様に海洋文学があった証跡と見うるものがあることも、すでに述べた。この列島の海洋文学も、多元的⁽⁸⁾だったと考えるべきなのである。残された問題は、なおいくつもある。この列島の文学に、男のからだをソトから見て具体的に描出した例がどれほどあり、それには歴史的にどのような「変化」が認められるかという点も、問題の一つである。また、大阪

湾岸に母港を持つ古代の船乗りたちの作り伝えたであろう海洋文学の残片がなおどこかにあるのではないかというのも、問題の一つである。『丹後国風土記』の逸文と『万葉集』に見える浦島子の話の持つ意味にも、考究すべき点はある。

また、ここにとりあげた出雲の歌およびそれを含む説話は、出雲の王の婚姻によって出雲と越とが結ばれたことを示し、また嫡後の歌を含むなど、その王権にとっては重んずべき文学であったに違いないと考えられる——『古事記』の本文には「神語」と称されている——ものであるが、その嫡後の歌のなかに、船乗り型の視座と、女が自身のからだをソトがわから誇らかに歌いあげる視座とが、ならび存する。こういう視座に立つことを、当然とし、かつ重んじる文化が、そこには存したことになる。このうち後者はある意味で女性の力を尊重したものではないか。これと、平安朝以後の、女の立場を主としつつ、人体をソトから見ずウチからのみ、心を主として表現していく態度とが、どうつながり、どう切れているのかも、考究すべき問題の一つと考える。

注

(1) 『シンポジウム 耶馬壹国から九州王朝へ』(新泉社刊、一九八七年)にも、少し補いつつ述べ、「謡曲と海」金剛三六卷一三号(一九八一年九月)にも述べた。

(2) 『神武東征の意味』愛媛大学教養部紀要一六号(一九八三年)、「宣命の文辞とその周辺」大阪大学医療技術短期大学部研究紀要人文科学篇一六輯(一九八四年)および(4)。

(3) 『「邪馬台国」はなかった』(朝日新聞社刊、一九七一年)、『耶馬壹国の論理』(同前刊、一九七五年)。

(4) 「中国東海中事象と万葉歌」大阪大学医療技術短期大学部研究紀要人文科学篇一八輯(一九八六年)。

(5) 同前。

(6) 同前。

(7) 『盗まれた神話』(朝日新聞社刊、一九七五年)、『古代は輝いていた』(同前刊、一九八四年)。

(8) 同前。

引用は、『古事記』は『日本古典文学大系』の訓読文、『詩経』は『漢詩大系』、『旧約聖書』は日本聖書協会の一九五五年改訳の本文、『みだれ髪』は『現代日本文学全集』にそれぞれより、『漢書』・『旧唐書』は『百納本二十四史』、『続日本記』は『国史大系』によって読みくだした。

(本稿は昭和六二、六三年度の金谷治教授を研究代表者とする文部省科学研究費補助金による筆者分担研究の成果の一部である。)